

## 「講座・イベント等における啓発事業」について（ご案内）

今年度も、環境省の補助事業「地域における地球温暖化防止活動促進事業」を活用し、推進員が自ら実施する「講座・イベント等による啓発事業」について支援いたします。なお、実施に当たっては埼玉県「[新型コロナウイルス感染症総合サイト](#)」を参照し、最新の情報を確認した上で、感染症対策を徹底してください。

### 1 事業の内容について

「講座等による啓発事業」（以下、講座事業）は推進員が地域での講座等において、パンフレット等の配布や普及啓発ツールの活用などによって地球温暖化防止や省エネについて市民へ訴求するものです。ジャンルを問わず、他の講座との共同開催は差し支えありませんが、必ず推進員自らが説明を行う時間を設けてください。（外部講師の講演会のみの実施の場合は対象外）概ね参加者10名以上の集まりを想定しています（原則、対面での講座を想定）。実施後はCO<sub>2</sub>削減効果測定のため、必ずアンケートを取り、回収してください。

「イベントでの啓発事業」（以下、イベント事業）は推進員が地域での環境イベント等に出展し、パンフレットやパネル、啓発ツールなどを活用して、地球温暖化防止、省エネなどについて市民へ啓発するものです。併せて、来場者には「COOL CHOICE」を説明の上、別紙の「COOL CHOICE 宣言書」（以下宣言書）に記入頂き、回収してください。

いずれも、それぞれの地域の特性や各自の創意工夫を取り入れて実施してください。

### 2 実施期間について

令和4年1月末まで

### 3 実施にかかるエントリーについて

講座やイベントを実施する予定のある方は、実施日が決まり次第、別紙エントリーシートにご記入の上、エントリーしてください。提出方法はメールまたはFAXでお送りください。複数件の申込みでも可能です。普及啓発ツールなど必要なものがある場合は、お早めに事務局までご連絡ください。ご不明な点等ございましたら遠慮なく事務局までご相談ください。

### 4 講座実施後アンケートについて

講座事業の実施の際には、実施後アンケートを取ることが必須条件となっています。エントリーシートにアンケートの必要部数（参加予定人数）及びテーマ（・クールビズ・ウォームビズ・LED照明・スマートムーブ・カーシェア・再エネ電力・食品ロス削減・省エネ家電・省エネ住宅・エコカー・エコドライブ・低炭素物流・環境意識）をご記入いただければ、事務局より印刷したものをお送りいたします。アンケート

は当方で集計しますので、終了後、速やかに原本を郵送等にてお送りください。(着払い可)

## 5 COOL CHOICE 宣言書の回収について

イベント事業の実施の際には、COOL CHOICE についての説明を行い、可能な限り来場者へ「COOL CHOICE 宣言書」に記入を促し回収してください。名前はニックネームでも構いません。エントリーシートに宣言書等の必要部数（参加予定人数）をお知らせいただければ、事務局から事前を送付します。回収した宣言書は原本を着払いにて事務局にお送りいただくか、当事務局にご持参ください。個人情報が含まれる場合がありますので、お取扱にはご注意ください。なお、既に宣言をしている方からの回収は不要です。

## 6 イベント情報の公開について

講座やイベントの開催情報は、ホームページに順次公開していきたいと考えています。当団体のホームページの彩の国環境ネットワークプラザ内への掲載を予定しています。

(<http://www.kannet-sai.org/event/>)

## 7 報告について

所定の書式（実施報告フォーマット）に従い、1回ごとに報告書を作成してください。参考資料として、当日の様子が分かる写真を撮影し提出してください。送付はメールまたは郵送にてお願いします。事前準備も含め、当日、報告までの一連の流れで1件としますので、報告が当団体に提出された時点で1件と数えます。

## 8 謝金について

実施1件につき2名まで各5,000円/日の謝金をお支払いします。謝金は全て「個人宛」とさせていただきますため、源泉徴収税10.21%を差し引きます。ご了承ください。ただし、他のところから謝金等をもらっている場合（例：県の環境アドバイザー制度や市の委託等）には謝金のお支払はできません。また、アンケートや賛同書の回収が出来なかった場合や、参加人数10人未満の講座については謝金の減額等が発生する場合があります。なお、今年度の予算規模は10件です。予算が無くなり次第終了となりますので、予めご了承ください。

## 9 実費支給について（主に講座事業）

講座等の開催に必要な会場費やコピー代等（実費）の費用について請求ができます。ただし、推進員等の交通費、外部講師代、販促品、飲食代等やあまりに高額なものについては対象になりません。まずはエントリーの際に費用発生の有無についてご記入ください。確認後、事務局より可否の連絡をいたします。事務局より支給可の連絡がありましたら、立替払いをしていただき、支払いの際に当団体宛（特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉）の領収証をもらってください。事前に承諾を得ていな

いもの、当団体宛ではない領収証のもの、不適切なものなどにはお支払いできません。

## 10 支払い方法について

報告書を事務局で確認の上、一定の期間の開催実績を推進員ごとにとりまとめ、謝金や開催にかかる実費をお支払いいたします。振込の場合も、手渡しの場合と同様、後日領収書に記入押印頂くこととなりますので、予めご了承ください。

## 11 その他

本事業の予算（10件）に上限がありますので、申込者多数の場合は、実施回数が多い方にご遠慮いただくこともありますのでご承知置きください。その場合はご相談いたします。

\*何かご不明な点がありましたら、事務局にお尋ねください。

## 12 問合せ先

特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉（埼玉県地球温暖化防止活動推進センター）

〒330-0074

埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎3階（担当：後藤）

TEL：048-749-1217 FAX：048-749-1218

URL：<https://www.kannet-sai.org/>

MAIL：goto@kannet-sai.org